

別紙 5（農業用水保全の森づくり事業に係る運用）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の①のアの(ウ)に掲げる農業用水保全の森づくり事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 事業内容

森林は、水源涵養機能や土砂流出防止機能等を有しており、農業用水の安定的な供給等に重要な役割を果たしていること、及び地球温暖化の防止に向け森林吸収量を最大限確保するためには森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にあることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、ダム、ため池、頭首工、揚水機等の農業用水の供給を目的に設置された農業用水を貯留又は取水する施設（以下この別紙において「貯水池等」という。）への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域（以下この別紙において「水源地域」という。）において行うもの（以下この別紙において「森林の整備事業等」という。）、及び貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、水源地域の森林の周辺農地に介在する耕作放棄地において行う植林等（以下この別紙において「耕作放棄地対策」という。）について、都道府県及び市町村に対し、国が助成を行う制度を定めるものである。

また、農業用水保全の森づくり事業（以下この別紙において「森づくり事業」という。）とは、次に掲げる農業用水関連特定森林整備事業（以下この別紙において「特定事業」という。）及び耕作放棄地対策をいう。

1 特定事業

ア 対象地域

特定事業の対象地域は、次に掲げるア及びイを満たす水源地域とする。

(ア) 当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は懸念されること。

(イ) 当該水源地域の森林の整備・保全を促進することにより、水源涵養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること。

イ 事業内容

特定事業とは、アの地域において、別紙 6（森林整備事業に係る運用（以下この別紙において「森林整備運用」という。））第 2 の 1 から 4 及び森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年 3 月29日付け13林整第882号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「環境保全要綱」という。）の第 2 の 2 に規定する事業に準じて、造林及び林道の開設又は拡張を実施する森林の整備事業等とする。

2 耕作放棄地対策

ア 対象地域

耕作放棄地対策の対象地域は、別紙4-1農村整備に係る運用（以下この別紙において「農村整備運用」という。）の運用1第4の1の(2)のイに定める保全管理区域内における耕作放棄地及びそれと一体的な整備が必要な農地（以下この別紙において「耕作放棄地等」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(ア) 当該耕作放棄地等が水源地域内にあること。

(イ) 当該耕作放棄地等の転用が確実に行われる見込みであること。

(ウ) 耕作放棄地対策の実施により造成される森林が、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき都道府県が策定する地域森林計画の対象となる森林の要件を満たすことが確実であると見込まれること。

イ 事業内容

耕作放棄地対策は、アの地域において農村整備運用の別表4の特認事業により、植林及びそれと一体的に行う必要がある取組を実施する事業とする。

第3 基本方針等

1 基本方針等の策定

(1) 都道府県知事は、特定事業を実施しようとするときは、第2の1のアの対象地域ごとに、別記様式第1号により特定事業の基本方針（以下この別紙において「基本方針」という。）を策定するものとする。

なお、基本方針の策定に当たっては、土地改良区、水利組合その他特定事業と密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

(2) 都道府県知事又は市町村長が耕作放棄地対策を実施しようとするときは、当該耕作放棄地が水源地域内にあること、及び植林後に地域森林計画への編入が見込まれることについて確認するため、都道府県知事は当該耕作放棄地にかかる水源地域ごとに、別記様式第2号により耕作放棄地の利用計画（以下この別紙において「利用計画」という。）を策定するものとする。

(3) 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 水源地域の概要

イ 貯水池等と水源地域の状況

ウ 整備の基本方針等

(4) 利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 基本事項

イ 水源地域内の耕作放棄地の利用計画等

ウ 地域森林計画への編入の確実性の確認

2 基本方針等の提出

- (1) 都道府県知事が特定事業の実施に当たって国の助成を受けようとするときは、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長。以下この別紙において同じ。）に別記様式第3号により基本方針を提出するものとする。
- (2) 地方農政局長は、知事から基本方針の提出があったときは、別記様式第4号により農村振興局長に報告するものとする。
- (3) 都道府県知事又は市町村長が耕作放棄地対策を実施するときは、農村整備運用の運用1第5の1の実施計画概要表等の提出に際して利用計画を添付するものとする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和9年度までとする。

第5 助成

国は、予算の範囲内において、都道府県に対し森づくり事業に要する経費について助成することができるものとし、対象となる経費については次のとおりとする。

- 1 特定事業のうち森林整備運用第2の1から4に規定する事業に準じて実施するものについては、森林整備運用第6の1及び2の規定を準用するものとする。
- 2 特定事業のうち環境保全要綱第2の2に規定する事業に準じて実施するものについては、環境保全要綱第4の規定を準用するものとする。
- 3 耕作放棄地対策については、農村整備運用の運用1第9の規定を準用するものとする。

第6 実施要件

- 1 特定事業の実施に当たっては、特定事業と同種の森林の整備及び保全に係る事業に係る実施要件に適合するものとする。
- 2 耕作放棄地対策の実施に当たっては、農村整備運用に定める内容に適合するものとする。

第7 その他

- 1 事業計画の作成等森づくり事業の実施に必要な事項については、特別の定めがある場合を除くほか、第2において準ずることとされた事業のうち特定事業については森林整備運用及び環境保全要綱を、耕作放棄地対策については農村整備運用の規定を準用するものとする。
- 2 耕作放棄地対策において、市町村長は、農村整備運用の運用1第4(2)の整備計画を作成するときは、都道府県知事が作成する利用計画との整合について事前に十分な調整を図るものとする。
- 3 水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第201

5号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を図ること等により、本耕作放棄地対策を効率的かつ効果的に推進するものとする。

- 4 この事業の実施については、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に定めるところによる。

第8 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下この別紙において「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別表1の1の(1)のシに基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 1により移行された地区の取扱いについては、別段の定めがあるものを除き、地域自主戦略交付金交付要綱の例による。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱別紙24の第2の規定に基づいて、平成24年度以降における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

〔別記様式第 1 号〕

農業用水保全の森づくり事業の基本方針

1. 水源地域の概要

1) 地域名		2) 都道府県名	
3) 森林計画区名			
4) 水源地域の関係市町村名			
5) 貯水池等の概要			
名称（所在地）	構造等	利用水量	受益面積（受益地）
6) 位置図		別添のとおり	

2. 貯水池等と水源地域の状況

1) 貯水池等の状況
2) 水源地域の状況

3. 整備の基本方針等

1) 期待する効果
2) 整備の方針

[記載要領]

1. 水源地域の概要

1) 地域名

貯水池及び頭首工等取水施設の集水地域及びその農業用水の受益地を包含する地域を総称する名称を記載する。（河川流域名、農業用水の名称等）

3) 森林計画区名

当該地域を包含する森林計画区名（平成3年7月25日農林水産省告示972号「森林法第の規定に基づき、森林計画を定める件」）を記載する。

4) 水源地域の関係市町村名

水源地域の市町村名を記載する。

5) 貯水池等の概要

水源地域からの水の供給を受ける貯水池及び頭首工等取水施設、それら施設の直接の水源となる河川等について以下の事項を記載する。

・貯水池や頭首工等

名称及び所在地、構造等、利用水量（最大取水量、年間利用水量等の利水状況を表す数値）、受益面積及び受益地の市町村名を記載する。

・施設の水源となる河川等

名称、河川等級（構造欄）を記載する。（利用水量、受益面積欄は記載不要）

6) 位置図

水源地域として位置づけられる区域、水源地域を集水域とする河川、貯水池等、貯水池等の受益地の位置関係が判る図面を添付する。

2. 貯水池等と水源地域の状況

1) 貯水池等の状況

貯水池及び頭首工等取水施設の現況、利水に関する状況（取水実態、農業生産の動向、特性等）と課題等について、土地改良区等の特定事業と密接な関係を有する団体からの意見の聴き取り結果を踏まえて、簡潔に記載する。

2) 水源地域の状況

上記施設に係る水源地域の森林の状況等（森林（保安林）面積）、自然的特性（地形、地質、気象）等について、簡潔に記載する。

3. 整備の基本方針等

1) 期待する効果

期待する効果（水源のかん養、土砂流出の防止等）について、簡潔に記載する。

2) 整備の方針

上記を踏まえ、本事業の整備方針について、対象の貯水池等において農業農村整備事業が実施されている場合にはこれも含め、簡潔に記載する。

〔別記様式第 2 号〕

耕作放棄地の利用計画

1. 基本事項

1) 地域名				2) 都道府県名		
3) 森林計画区名						
4) 水源地域の関係市町村名						
5) 整備対象の耕作放棄地がある市町村名						
6) 貯水池等の概要						
名称（所在地）		構造等		利用水量		受益面積（受益地）
7) 位置図		別添のとおり				

2. 水源地域内の耕作放棄地の利用計画等

1) 耕作放棄地及び周辺地域・森林の概要				2) 耕作放棄地周辺の地域の営農状況					
3) 耕作放棄の原因とその影響				4) 耕作放棄地の全般的な利用計画					
5) 植林を通じた水源地域内の耕作放棄地の利用計画									
6) 耕作放棄地周辺における土地利用計画									
(単位：ha)									
	田	畑	樹園地	採草 放牧	山林 原野	計 ①	①のうち耕作 放棄地面積②	②のうち植林 実施面積	備考
現況地目									
計画地目									
*備考については、現況の耕作放棄地のうち、植林しない耕作放棄地についてその面積と利用概要を記載。									

3. 地域森林計画への編入の確実性の確認

1) 耕作放棄地周辺の森林に係る地域森林計画における位置づけ
2) 地域森林計画への編入を見据えた耕作放棄地における植林の実施内容
3) 土地利用の変更に係る必要な手続きについて a, 土地所有者、周辺耕作者との調整状況 b, 行政機関との調整状況 c, 今後の各種必要な手続きの実施予定
4) 地域森林計画への編入手続き等について a, 地域森林計画に係る調整状況 b, 市町村森林整備計画に係る調整状況 c, 今後の各種必要な手続きの実施予定
5) 地域森林計画への編入に向けた今後の全体スケジュール

[記載要領]

1. 基本事項

1) 地域名

貯水池及び頭首工等取水施設の集水地域及びその農業用水の受益地を包含する地域を総称する名称を記載する。（河川流域名、農業用水の名称等）

3) 森林計画区名

当該地域を包含する森林計画区名（平成3年7月25日農林水産省告示972号「森林法の規定に基づき森林計画区を定める件」）を記載する。

4) 水源地域の関係市町村名

水源地域の市町村名を記載する。

6) 貯水池等の概要

水源地域からの水の供給を受ける貯水池及び頭首工等取水施設、それら施設の直接の水源となる河川等について以下の事項を記載する。

・貯水池や頭首工等

名称及び所在地、構造等、利用水量（最大取水量、年間利用水量等の利水状況を表す数値）、受益面積及び受益地の市町村名を記載する。

・施設の水源となる河川等

名称、河川等級（構造欄）を記載する。（利用水量、受益面積欄は記載不要）

7) 位置図

水源地域として位置づけられる区域、耕作放棄地及びその周辺の森林の位置、水源地域を集水域とする河川、貯水池等、貯水池等の受益地等の位置関係が判る図面を添付する。

2. 水源地域内の耕作放棄地の利用計画等

1) 耕作放棄地及び周辺地域・森林の概要

耕作放棄地の各種緒元（位置、面積）、周辺での営農状況、周辺の森林の林況（面積、主な樹種等）の概要を記載する。

2) 耕作放棄地周辺の地域の営農状況

耕作放棄地周辺における営農状況（面積、栽培作目、作付体系等）を記載する。

3) 耕作放棄の原因とその影響

耕作放棄の状況が発生した時期やその要因、耕作放棄地が存在することによる周辺農地での営農に及ぼしている悪影響の概要を記載する。

4) 耕作放棄地の全般的な利用計画

事業実施地区における耕作放棄地全体について、植林以外による対策も含めた全般的な利用計画を記載する。

5) 植林を通じた水源地域内の耕作放棄地の利用計画

水源地域内の耕作放棄地対策として、当該耕作放棄地に植林を行うことについて、その背景や、有効性・必要性等を記載する。

6) 耕作放棄地周辺における土地利用計画

農環事業運用に基づき実施する事業実施区域内の土地利用計画を記載する。

3. 地域森林計画への編入の确实性の確認

1) 耕作放棄地周辺の森林に係る地域森林計画における位置づけ

耕作放棄地周辺の森林が地域森林計画に位置づけられているか等について記載する。

2) 地域森林計画への編入を見据えた耕作放棄地における植林の実施内容

1) との整合を踏まえ耕作放棄地における植林の実施に係る各種事項を記載する。

3) 土地利用の変更に係る必要な手続きについて

a, 土地所有者、周辺耕作者との調整状況

耕作放棄地を森林にするための植林の実施や地域森林計画への編入に当たって必要となる農地転用や農振除外等の手続きについて、土地所有者や周辺での営農者との調整状況について記載する。

b, 行政機関との調整状況

各種手続きにおいて整理すべき事項、事務手続きに要する期間等についての確認・調整状況を記載する。

c, 今後の各種必要な手続きの実施予定

上記 a, b に係る現在の調整状況を踏まえて、今後把握・整理が必要な事項とその具体的な対処方針を箇条書きで整理して記載する。

4) 地域森林計画への編入手続き等について

a, 地域森林計画に係る調整状況

地域森林計画を取りまとめる林務担当との調整状況（植林をした耕作放棄地を地域森林計画に編入する際に整理が必要な事項や手続きの流れ等）を記載する。

b, 市町村森林整備計画に係る調整状況

市町村森林整備計画を取りまとめる林務担当との調整状況（植林した耕作放棄地を地域森林計画に編入した後の市町村森林整備計画に係る整理が必要な事項や手続きの流れ等）を記載する。

c, 今後の各種必要な手続きの実施予定

上記 a, b の現在の調整状況を踏まえ、今後、把握・整理が必要な事項とその具体的な対処方針を箇条書きで整理して記載する。

5) 地域森林計画への編入に向けた今後の全体スケジュール

上記 3)、4) の各 c の事項を踏まえて、植林の実施、農地転用、農業振興地域の区域の変更、農業振興地域整備計画の変更（農用地区域の変更）等の必要な各種手続き、地域森林計画への編入時期等に係る今後の取組みスケジュールを整理して記載する。

〔別記様式第 3 号〕

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあっては北海道開発局長)

都道府県知事名

農業用水保全の森づくり事業の基本方針（提出）

下記の地域において、農業用水保全の森づくり事業の基本方針を策定したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の第 3 の 2 に基づき提出します。

記

1. 地域名

都道府県	地域名

2. 基本方針 別添のとおり

〔別記様式第 4 号〕

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

地方農政局長
(北海道にあっては北海道開発局長)

農業用水保全の森づくり事業の基本方針（報告）

下記の地域において、農業用水保全の森づくり事業の基本方針の提出があったので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 5 の第 3 の 2 に基づき報告します。

記

1. 地域名

都道府県	地域名

2. 基本方針 別添のとおり